

○コンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進について

令和4年11月10日 4農振第1974号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長、
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長あて
(国土交通省北海道開発局農業水産部長あては参考送付)

コンクリート構造物の構築に当たっては、これまでも現場条件に応じて、現場打ち、プレキャストコンクリート製品等のそれぞれのメリットをいかし、適材適所で活用してきたところである。

しかしながら、近年、工事現場における技能者不足などの課題に対応するため、更なる生産性の向上、工期短縮、施工管理の負荷軽減、安全性の向上など、工事現場の環境改善が強く求められている。特に、建設業において適用除外とされていた時間外労働の上限の基準について、令和6年4月1日から罰則付きで適用されることから、適切な工期設定は喫緊の課題となっている。

このことを踏まえ、今後は別添によりプレキャストコンクリート製品の導入を促進することとしたので、設計・施工段階等において適切に実施されたい。

コンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進について

国営土地改良事業等におけるコンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進のため、車両による運搬が可能な規格のコンクリート構造物については、原則、プレキャスト化することとする。なお、適用に当たっては、以下の留意事項を参考とすること。

1 適用に当たっての留意事項

(1) 事業実施地区の状況及び現場条件等を考慮してプレキャストコンクリート製品の導入が不適当な場合は対象外とする。

(例)

- ・特殊形状への対応
- ・輸送路の制約 等

(2) 特殊車両による運搬が可能な規格のコンクリート構造物も対象とする。

2 プレキャスト製品の運搬に当たっての留意事項

(1) 輸送の可否を判断する留意事項

- ・重量制限や道路線形の確認など事前の輸送ルート調査の徹底
- ・現場周辺の待機場所の有無などの情報の確認
- ・関係機関、地元関係者と安全条件、騒音・振動などの環境条件等の調整

(2) 輸送に当たっての留意事項

- ・道路法、道路交通法等、関係法令の遵守
- ・輸送物に関する情報の確認
- ・車上での輸送物の固定方法、養生方法の確認
- ・製作や現場工程を考慮した特殊車両の申請手続きの実施